

## 平成27年第4回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	9 番	船 橋 義 明
副 議 長	5 番	田 島 清 美
議 員	1 番	尾 関 俊 治
〃	2 番	古 田 聖 人
〃	3 番	伊 藤 功
〃	4 番	川 島 功 士
〃	7 番	岡 田 文 雄
〃	8 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
住民課長	加藤順子
税務課長	森泰人
収納管理課長	服部昇三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任	三輪哲義
主事	浅野敦士

1. 議事日程（第3号）

平成27年12月16日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第92号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第2 第76号議案 専決処分の承認について
- 日程第3 第77号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例について
- 日程第4 第78号議案 笠松町職員の退職管理に関する条例について
- 日程第5 第79号議案 笠松町職員の降給に関する条例について
- 日程第6 第80号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 第81号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 第82号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第9 第83号議案 岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 第84号議案 町道の路線認定について
- 日程第11 第86号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第12 第87号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

て

- 日程第13 第88号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 第89号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 第90号議案 笠松町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第16 第91号議案 T P P 交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書について

て

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第92号議案から日程第16 第91号議案までについて

○議長（船橋義明君） 日程第1、第92号議案から日程第16、第91号議案までの16議案を一括して議題といたします。

書記をして第92号議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第92号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年12月16日提出。笠松町長 広江正明。

○議長（船橋義明君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

議案書の1ページ、議案資料もございますので、あわせて御参照ください。

第92号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

この番号利用法と言われる法律であります。この施行に伴い、平成28年1月1日以降、各種申請事項に個人番号の記載が追加されるため、所要の規定整備を行うものであります。1月のマイナンバー制度の運用開始に当たりまして、各種様式の改正や事務の確認等を進めておりましたが、今般、国民健康保険税条例と介護保険条例の2つの条例に関し、規定整備を要する箇所がありましたので、一括して改正する条例を追加提案させていただくものであります。

まず、第1条では、国民健康保険税条例の一部改正をします。条例で具体的に届け出事項を明記している条文を改正するものでありまして、第27条第2項第1号に国民健康保険税の減免を受けようとする者が申請書に記載を要する事項の規定がありますが、現行の氏名、住所に加え、個人番号を追加するものであります。また、2条では、介護保険条例の一部改正を行っておりますが、こちらも国保税条例と同様に、2つの箇所を訂正させていただきます。まず、第11条第2項第1号では、介護保険料の徴収猶予の申請する者の場合、それから第12条第2項第

1号では、介護保険料の減免を受けようとする者の規定がありますが、いずれも申請書に記載を要する事項として、第1号被保険者とその属する世帯の生計を主として維持する者、つまり世帯主の氏名、住所に加え、個人番号を追加するものであります。施行期日は平成28年1月1日であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。

ただいま提案の第92号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第92号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことと決まりました。

第76号議案 専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第76号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

第77号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 第3条で、町は個人番号の利用に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするがありますが、まずはその適正な取り扱いを確保するために必要な措置とはどのような措置があるのか、そして自主的かつ主体的にという点では、どのような意味になるのかお尋ねします。

それから、20ページの別表で、町長の機関としての福祉医療に関すること、笠松町の健康診査に関すること、予防接種に関することですが、そこで町側として個人番号を使いますよということなのか、それとも住民そのものが福祉医療を受けるために、個人番号によってお願ひを

していくというような形にそれぞれなるのか、そのあたりを教えてください。

○議長（船橋義明君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

私のほうからは、別表第2、第4条関係の笠松町福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの事務で、右の特定個人情報を規則で定めるものについて、いろいろ個人番号を利用させていただくという想定での話をさせていただきます。考え方ですが、法律では個人番号を利用するものというのは、それぞれ法定受託事務なり、国保とか、介護とかはいろいろ規定をしているんですけども、この福祉医療費助成事業のように、地方単独事業については一切触れられておりませんので、特に想定として当然個人番号でもって税情報のほうの確認をさせていただくと。そのために、当然それは個人情報ですから、個人番号をもって御本人の承諾を得たという形で、この個人番号を利用して所得照会をさせていただくと。

今の話ではなく、今後の話になるわけですが、他の市町村との連携ということで、転入の方であっても、前住所地の所得の状況なり住民税の状況とか、そういったことも把握できるようにしますので、利用させていただくために、御本人が申し出といいますか、申告していただくものにつけ加えさせていただくという意味もありますし、利用させていただけるものとしてこれを規定するという意味もございます。そういうようなところでよろしいでしょうか。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 第3条の個人番号の利用に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置をとるものでございますが、個人番号につきましては、個人識別性が高いため、通常個人情報よりもさらに厳密な管理を必要とするというようなことで、今回、ロッカーの鍵とか、そういったものの強化というようなことを考えております。また、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策につきましては、今後、町の施策の利便性を考えて、国のほうと協議していくものでございまして、まだちょっと具体的な施策等はございません。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） その意味では、例えば福祉医療を受けるということであれば、医療機関へそれぞれが行って、本人確認に使われるような形になるのかなとも思うんですが、今はそこまでは考えていらっしゃらない。町としての事務事業の中で使うということなののでしょうか、その点をお願いいたします。

それから、なお、関連してですが、私たちには何とかマイナンバーの通知カードが届いておりますけれど、笠松町全体の状況をどのように把握していらっしゃるのか。皆さんのところへ届いているのか。

それからもう1点が、こうした使う場合の個人確認ということでは、やはりカードを発行されて、写真つきになったものが正規のカードとして町民としては使っていくことになって、私はこの番号ですと、今届いたので覚えておくだけでは利用にはならないのでしょうか、その点をお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） ちょっと出過ぎかもしれませんが、先ほど総務部長が申し上げましたように、今後の利用の方法、町の独自性でもって有意義な事業として個人番号を利用することが必要になり、あるいはいろんな住民福祉が期待できるということであれば、そういうことが可能性としていろいろ言われております。ただ、笠松町として今条例規定をした部分については、必要最低限で、町として今後使用しなければならないだろうというところで規定整備をされたと内部的には考えております。

あと、2番目の個人番号の配付状況ということですので、ちょっと細かい話ですが、今のところおおむね500件ほどの通知カードの預かりといたしますか、役場のほうに返戻された部分があります。今も既に役場のほうにちょこちょこ見えては順次お渡しをしておりますので、年度末までにどれぐらい御本人にお渡しできるかというところになろうかと思えます。

ちょっと返戻分が若干想定より多いかなという思いはありますが、郵便局での留置が割と機械的というところちょっと言い方が悪いんですけども、きちっと事務処理をされて、期間内にびたっと返ったりとか、最初から転送がかけてあるものについては、配付されずにすぐ戻ってきたりとかといういろいろな事情がありましたので、少し想定より多かったのかなという気はします。

あと、個人番号カードにつきましては、あくまで任意ですので、強制できるものではございません。ただ、いろんなお話を聞いておりますと、通知カードは紙だから、やっぱりきっちりとした顔写真のIDといたしますか、本人確認にもなる個人番号カードで持ったほうがいいよねという方も見えますので、そういう方が見えれば、私どもは幸いです。それでもって、公的個人認証がそちらのほうに移りますので、どのみちネットで、例えばe-TAXであったりとか、これからの電子申請を活用されようとする方は、当然住基カードはもう経過措置であるだけですから、個人番号カードに変えていただかなければなりません。特にきのうの一般質問の高齢者の対策じゃないですけども、住基カードにかかわって、今度個人番号カードが本人確認になるから、免許証がなくても役所ですぐ確認できるとか、よそへ行って確認できるとかというメリットもありますので、またそういうことも皆さんに啓発できたらなあと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 通知カードが今届いていないのが500件というのは、どう評価したら

いいかわかりませんが、町としては、返ってきたものについて、取りにいらっしゃるまで待つ対応なのか、もう一度それぞれの確認をして取りにいらっしゃるのか。そして、最終的には、いつまでに大体届いたのを確認されていくのか、そのあたりをお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

当初の予定どおりということになるんですけど、前、全協でしたか何かしらで御説明をさらっとさせていただいたと思いますが、順次もちろん届かないとか、何かいろんな関係でお問い合わせがあったりするもので、随時窓口でお渡ししますし、それとは別に、はがきのほうでお預かりした部分を預かっておりますので取りに来てくださいという御案内もしますし、また広報とかそういうのでも周知はしていこうと思います。そんな中で、どれだけ残るかにもよるんですけども、3月までには何とかお渡ししたいと思っておりますので、具体的に年度末までにはもう少し絞り込んで、実態調査をして、本当に住んでいなければ職権消除ということもありますし、町内会なり民生委員さんのいろんなネットワークを通じて確認をさせていただくということも考えております。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） いろいろと私もわからないことがたくさんあるので、ちょっと関連も含めてお聞きしたいと思います。例えばこの福祉医療費の助成に関する事務であってということなんですけれども、福祉医療費というのは、母子・父子家庭の医療費という部分にもかかわってくるのかなあとと思います。そういった中で、こういったことはないはずなんですけれども、例えば不正に申請をし所得をごまかしていた場合だと、税務情報を統合することによって、今年度は受けられませんという結果になってしまう場合もあり得るのかどうか。本来の目的というのは、そういうところもあつたのかなあとと思うんですけれども、そういうふうには厳格化していくという方向になるのかどうかということですね。

これに限らず、例えば生保でもそうですし、そういったことはあるのかということと、この条例は1月1日から施行するということになっておるんですけれども、例えば1月以降に減免の申請をしようとする者は、もうその1月の時点で個人番号カードが必要になるんですか、それとも通知カードだけでいいのか。内部だけの処理で済むのか、番号を使っていいですよといったら、じゃあ使いますよということだけで済むのか。1月以降の場合、本人がカードを持って申請しなければ減免の申請ができないのかということはどうなるのでしょうか。

そうすると、例えば、カードを今すぐ送ってもいつ来るのかという問題が。カードは、例えば全国一斉にもしどこかで作っているとする、申請してすぐ来るとは思えないんですけれ



ども、その2点についてお願いします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

2点ということで、不正が判明した場合、例えば所得オーバーの方であれば、当然事実に基づいて却下ということになりますので、お見込みのとおりという話になりますし、もう1つ、カードに関しましては、先ほども申し上げましたけれども、任意です。そのために通知カードという紙のカードを持ってみえますので、それを持って生涯のものとしてお出しただければと思います。ただ、本人確認のものにはなりませんというだけで、御本人が個人番号を持っているという、自分のIDというような形で持ってみえるということと、私らであれば、事業所にその写しを出して、この番号は私の番号で間違いありませんという確認業務に使うというだけのことであります。

1月から、もし通知カードなり、個人番号カードを忘れたということであれば、内部的にはわかりますので、役場でそれを確認し、付記させていただいて事務処理をするということで、当面それで困るという、例えば追いつきとかいうようなことはございません。何かよっぽどそれを出さないといけないというようなケースが今のところ想定はできませんけれども、基本的にはそういうところで進んでいくと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ある意味、そういう不正受給をされていた方というのは淘汰されていくということを考えてよろしいわけですね、先ほどの話だと。それが本来の目的の一つであったとは思いますが。やっぱりそういう不公平感というのはあって、何であの人はという話はよくお聞きします。うちは所得が超えているからもらえないけど、あの人も超えているのにという話はよくあって、どうやってやったらそんなことできるのと聞かれても、僕の立場としては、こうやってやりなさいということは言えませんと言うしかないのですが、そういう方が随分何人も御相談にお見えになったこともあるので。そうすると、今はもう個人番号が振られるので、そういう御相談があった場合、不正をされているような方があれば却下になっていくと思いますという話をしているのですけれども。

そういう答えでよろしいかという確認と、あの個人番号カードの中には、どんなようなものになるのか、住所、氏名と顔写真ぐらいが表に出るのかちょっとわからないんですけれども、免許証みたいな感じのものになるんですかね。

そうすると、多分、ICチップの中に入っているのは、とりあえずは個人番号だけということになるのでしょうか。例えば、住基カードの場合だと、住基番号が中に入っていたんですかね。何か暗証番号を設定して、暗証番号を入力しないと本人確認にはならないというようなこ

とがあったと思うんですけども。そうすると、例えば落としたりとしても、番号しかわからないので、その先というのは、役所かどこかで全体のネットシステムにつなげないと、どこにもつながらないということになり、あの中にはそんな膨大な個人情報が入っているというふうには僕は認識していないんですけども。例えば、民間に開放する部分みたいなものがあるんですかね。前、住基カードの中には、自治体で使う分、民間に開放する部分、それからもともとの部分と3つぐらいしかICのメモリの内部に振り分けられていたと思うんですけども、不勉強で申しわけないんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

住基カードも同じような形なんですけれども、個人番号カードは、ICチップの中に4情報と言われる住所、氏名、生年月日と性別が入っています。それとは別に、公的個人認証のシステムが入っていて、それでもってパスワードを付与されて、今のネット関係でいろんな申請ができるという話になるので、それそのものにデータが入っているわけじゃありません。あくまでもそれに基づいて認証を得られるといいますか、データがうちのほうとして閲覧可能になるといいますかね。御本人としては、いろんな申請ができるという形になるんですけども、うちとしては、個人番号カードを使うわけではありません。個人番号を利用させていただくだけの話なので、その辺ではちょっと違いがあります。

○4番（川島功士君） カードの中に番号が入っているわけね。

○住民福祉部長（岩越 誠君） はい。それで、パスワードでセキュリティーがかかっているという形になりますので。

〔「マイポータルのときとは違うよね」の声あり〕

マイポータルにも話は進んでいくんですけども、それはそれでまたパスワードを別で持つという話になるんですけども。とりあえず、例えば職員に暗証番号を打ち込みさせようとするのであれば、暗証番号をどこかには書いていただかないといけないのですが、そうでなければ、御自分で暗証番号を設定していただいて、端末に直接打ち込んでいただくということで、できる限り、受け渡しの際には役場庁舎のほうに来ていただきたいと御案内をすることになっております。とりあえず一旦降壇させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） これで最後なんですけれども、要は中に4情報、住所、氏名、年齢と性別が入っていると。チップの中には、個人番号も入っているということなんですかね。

今、安田議員に聞いたら、申請するときに暗証番号とパスワードを別に書いた覚えはないと。そうすると、個人番号カードを取りに行ったときに役場で打ち込むということなんですか。暗

証番号が要るのか要らないのかという部分と、ICチップの中にどんな情報が入れているのかという部分。住基カードのときは、民間に開放する部分というのがあったんですよね。例えば、何かのポイントに使いなさいよとか、電子カルテが入りますよみたいな感じの部分もあったんですけども、実際にはほとんど使われなくて終わってしまった。個人番号カードのほうには、公的個人認証と4情報のほかに、何か入れられる部分というのは規定されているのかどうか。

されていないとすると、物すごくもったいないと思うし、されているとすると、またそれはそれで危険もあるかなとも思うしという部分はどうかということ、先ほどの答弁漏れなんですけど、要するに厳格にやっても、これから不正はできなくなるということでもいいのかどうかという先ほど聞いた部分で。

これで、例えば税情報を見て、税情報自体が違っていたということは、それが故意に違うように申請していたということになると、もう脱税という部分で犯罪になると思うんですけども、そうではなくて、もちろんそういうものも含めて、今まで過小に所得を福祉医療の分として申告していた部分というのは、もう完全になくすことができるのか。要はごまかせませんよということになるのかどうかということはどうなんだろうかとこの部分、先ほどの2回目の質問の部分を。だから、それとチップの中にどんな情報が具体的に入るのかということが知りたいんですよ。済みません、これ以上質問できないので。

○議長（船橋義明君） この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時40分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

川島議員の質問に対して答弁を求めます。

岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 大変失礼しました。

個人番号カードに関する書類のほうの確認をいたしましたが、やはり先ほど申し上げたように、個人番号と基本4情報が入っているだけです。あとは要するに公的個人認証のシステムというものがあっていて、容量としては、ほかのアプリを入れて何かに使おうとすることはできますが、現在のところ、それがまだ使用するというような記載がないという形になっております。それで、運用が開始されていくということになります。

暗証番号が要るかということにつきましては、暗証番号を使う局面があると思うんですけども、とりあえず役場のほうへ見えて、御本人が暗証番号を設定して、その端末に入れていただいて、それでもって御本人だけが知る情報になりますので、私どもは一切わかりません。御

本人がインターネットを使って電子申請したり何かしたりするときに、例えば証明用の電子証明書のための暗証番号とか、利用者証明用の電子証明の暗証番号とかというような形で使われるのみで、要るか要らないかという、それがないとそういった書類の送付とか本人確認ができないということになりますので、要るということになります。

最初の交付の際にたまたまちよつとこちらのほうに書いていただく場合というのが、どうしても本人が来られないからとりあえず送ってくれと言われるような場合、ちよつと暗証番号という話になれば、御記載いただかないとできないという形になるので、暗証番号が設定できないということです。

あと、本当に厳格にこれを使用して不正はないのかということですがけれども、今でも個人の情報を利用して所得を照会させていただくときに、例えば申請書の本人同意欄において署名・押印をいただいたりしてやっておりますのと同様に、個人番号が自動的にそういうことになるということです。あとは御本人の個人番号に対する認識をきっちりと持っていただくことが今後必要になるかなということです。ですから、それをルールとして守る以上、厳格に運用されるということになります。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ちよつと川島議員の関連というか、単刀直入にお聞きします。

1月1日から個人番号法が施行されるわけなんですけど、結局、1月1日の時点で、個人番号カードではなく、個人番号にどのような情報がタグづけされているわけなんですか。もう、その時点で、1日においては、税情報なんかは、既にこの個人番号を打ち込むと出てくるような状況なのか、それともこれからそういったものやっていくのか。まず、それをお聞きしたいのと、あと個人番号カードの発行というのは、1月4日が仕事始めなんですけど、もうその時点からスタートされるのか、それとも1月1日の閉庁日でも当直のほうでやっていただけるのか、そのあたりの事務の開始の予定も教えていただきたいと思います。

○議長（船橋義明君） 奥村部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 税情報につきましては、28年の収入からマイナンバーが必要になってきますので、実際、29年2月の確定申告からマイナンバーが必要になってきます。来年2月の確定申告には必要ございません。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 通常業務の範囲で個人番号カードの交付に当たらせていただくことになっております。もう既に通知カードのほうに申請書のほうが一連で入っておりますので、直接郵送されてみえる方は、1月1日以降に税理士のほうから笠松町役場のほうに届きま

す。その段階ではがきにより通知を差し上げて、役場のほうに来庁いただき、先ほど申し上げたように、もちろん本人確認してですけれども、暗証番号を御自分で設定していただいて交付をします。役場のほうに申請していただいた方も、一応うちのほうからまた税理士のほうに作成のために申請書を送りますので、届きましたらまたお渡しするというので、1月1日からということは考えておりません。通常の業務の範囲の中で個人番号カードの交付をさせていただくと思っています。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

税情報は29年度ということになると、1月1日から始めても、結局、個人番号カードに関連する情報というのは、住民基本台帳に載っている住所と氏名と生年月日ぐらいで、あとは空っぽの状況ということではないんでしょうかということの確認と、もう1つ、今郵送の話はわかったんですが、例えばサラリーマンの方なんか多分そうだと思うんですけど、閉庁日に個人番号カードを発行したいという場合に、宿直に訪れた場合は受け付けてもらえるのか、それともまた後日、業務をやっているときに来てくれという話になるのか、そのあたりの対応を教えてくださいたいと思います。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 交付に関する時間帯的な配慮はしたいと思っております。平日の夜間、今一般的に電話予約をいただければ、住民票等を交付させていただいておりますので、それと同じような形で御予約いただいて、窓口交付と同じような扱いをしたいと思っております。一応、本人確認をちょっと厳格にしたいということをお願いしたいと思っております。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 個人番号カードの中には、ICチップの……。

○2番（古田聖人君） カードではなくて、番号自体には税務情報が全く掲載していないのだったら、結局、今の住民基本台帳ぐらいの情報しか、1月1日現在は入っていないんですか。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） カード自体には、税情報というのは入っていませんので。

○2番（古田聖人君） 番号にタグづけされている情報は何かということが聞きたい。コンピューターに個人番号を打ち込むと、どんなような情報が1月1日現在ではあるのかということなんです。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） ちょっとお待ちください。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 今回、実質的には、1月1日から個人番号カードは利用しないのと一緒になんです。ちょっと爆弾発言かもしれませんが、基本的には住基コードを利用

する。ただ、個人番号が付番されてきますので、個人番号がついてきてしまうんです。そうすると、実質的に利用することになってしまいます。ですから、規定整備をしなければならないということです。それをもって、税情報をリンクさせていくということもないですから、勝手についてくるだけの話で、個人番号を利用してということではないです。

ただ、準備行為としていろんな申請とかに1月1日から個人番号が必要なものについては記入していきましょうということになっていますので、利用しないんですけれども、しなければならないという状況があります。

〔発言する者あり〕

利用しませんけれども、勝手についてくるということになってしまって、規定整備しなければならないと。ですから、税情報も利用しないということです。先ほどの時期が来ないと利用できないということになります。ただ、規定の整備は今からしていって、諸用紙に御本人が今から御記入いただかなければならないという形になってくるということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

結局、私が言いたいのは、こんなに短兵急で急いでマイナンバーをつくった割には空っぽなんですよね、今の状況は。何でそこまでやらなければいけなかったのか。それこそ郵便局の人たちは本当に大変な思いをしています。年賀状があって、お歳暮があって、おまけにマイナンバーの通知で自宅へ行ったら、住民からはこれほどに保管しておけばいいんかとか、家族の分があるのかとか、自分らで答えられない質問まで浴びせかけて、本当ににっちもさっちもいかない、休みもとれない苛酷な労働条件に置かれて、なおかつそれが戻ってきて、今度、職員の方々はまた居所不明を探さなきゃいけない。

そういった意味で、本当に果たして慌ててやる意味があったのか、ちょっと国や政府に対して、正直怒りにも似た気持ちを持っているんですが、まずそのあたり町長の見解というのをお聞きしたいのと、もう1つ、先ほど夜間の対応、また休日の対応に関して、ちょっと川島議員からも指摘を受けたんですが、やっぱり全職員がそれなりにしっかりとした対応ができるような、コンピューターを使う場合はアクセス権というんですか。またあるいは事務に関して、ふだんどおり明確な答えを出して、せっかく持ってきてくれた人にも理解して、満足してもらえような対応が必要だと思うんですが、そのあたりの指導とかマニュアルづくりというのは進んでいるのかどうか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この個人番号制度に関しては、もう大分前から、政府がいろんな方針の中で話をして、いざここまで来たわけなんですね。けど、今申し上げているように、慌ててば

たばたというよりも、とにかくこれからの日本のいろんな行政運営の中で、年金の問題、社会福祉の問題、税金の問題、そしてまた特に災害のときの問題等を行政が全部含めて、皆さんにきちっとした行政サービスができるようにするためには、やはりしっかりした、そういうお互いの個人番号を把握した中で、徹底した行政サービスができるようなシステムに持っていこうというのが、この個人番号制度のもともとの目的でもありました。1月1日から今すぐどうのこうのいうことには、今の中ではなっていないのは事実でありますから、要はまず2年後でしたか、金融機関とも、国の税務機関とも、いろんなところもつなげてやれるようにする、そういう段階をもって今やっている番号制度でありますから、いろんな御質問やわからないことがいっぱい出てくると思います。

それらの御質問は、今みたいにお答えしてやっていくと思うんですが、将来これは絶対日本にとって必要なシステムになってくると思います。これは、行政にとって、行政サービスをするに際し、やはり公正・公平を保つためにはやることと、やっぱり福祉が問題で、皆さんが利便性を享受できるようなシステムになってくるとというのがこれからの番号制度の目的でありますから、ぜひそのことを住民の皆さんも御理解をしていただきながら、一つ一つシステムの確立を進めていくことではないかと思えます。

初めて日本人が経験する番号制でありますから、1億2,000万人の皆さんが全部理解するというのはやっぱり時間がかかってくるかもしれませんが、これから我々もそのことをきちっと説明していく責任があるのではないかと考えていますので、そういうことを御理解いただきながら、ぜひいろいろ御質問があれば、またいただきながら進めていきたいと思っています。

○議長（船橋義明君） ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 済みません、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけど、免許証とか、そういった自分の証明がない方は、今まで住基カードというのを持っていたじゃないですか。要するに、この個人番号カードを申請しなくてもいいわけですよ。私たちは免許証を持っているので、紙のまま、金庫なら金庫にずうっと生きている間置いておいて保管しておけば、それで日常生活に支障がないのか。それはいつまでにカード化しなきゃいけないという何かルールというのか決まりは今のところあるのかなのか、ちょっとそれだけ教えてもらいたいですけど。年配者の人なんかは、それをつくっていいものなのか、もう住基カードがあるから別にそれでいいなら、そのままにしておこうという……。

〔発言する者あり〕

でも、その住基カードがなくなるまでにはやっておかなきゃいけないというリミットというふうに把握していいのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 多分、お年寄りの方は特に使うことがなく、本人確認ぐらいでしか使えないですね。多分、インターネットを使って申請するというのも少ないと思いますので、そうなると、つくる意味はなくなってしまいます。おっしゃるように、金庫の中に大事に一生涯しまっておいていただいて、頭の中に個人番号が入っていれば、それで十分だということになりますけれども。

〔発言する者あり〕

もちろん、例えば介護の何かの申請のときに個人番号を書いていたかなければならないので、時々ちょっと見て、私の番号はこの番号でよかったなという確認をしていただく必要はあります。ただ、個人番号カードを必ず出さなければならないということではなく、例えば何かの形で、本当に御本人さんの個人番号なのかなということを確認するために、相手に示すためには通知カードを提示するということが必要になる場面もあるかもしれませんけれども、あくまで任意ですから、つくらなければならないことはありませんし。

住基カードはたまたま経過措置で残ります。それに今、公的個人認証という、例えばネットでe-TAXをやったりするためのシステムが入っているんですけども、これが今度は個人番号カードに移りますので、いろんな局面で利用される方は、そちらのほうに移行されるということです。なかなか今の、例えば60代、70代以上の方に、ばかにするなというお叱りを受けるかもしれませんけれども、ネット環境にふだんから非常になれられている方はやっぱりつくったほうが便利じゃないかなとは思いますが、それが無い方というのは、そんなに必要があるとは考えてはおりません。役場としては、できる限り、本人の証明にもなりますので、例えば窓口に来て、本人確認のために保険証と年金証書を持ってこなければいけないじゃないかと言われるよりは、個人番号カードをぱっとお見せくだされば、わかりましたというふうに対応させていただきます。例えばそういうことぐらいかもしれません。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので……。

〔「今の追加でちょっと」の声あり〕

岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 済みません。忘れていました。

もう1つ、お年寄りでも、今住基カードを何らかの形で使ってみえるという方は、最高で10年間しかもちませんので、今の有効期限から10年ということで順次なくなります。それにかわる何か欲しいと言われる方は、個人番号カードをつくって御利用くださいということになります。



○議長（船橋義明君） 質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

第78号議案 笠松町職員の退職管理に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） なぜ今ごろこんなのが出てきたのかという点をお聞きしたいし、再就職者の人たちがこの条例でどのようになるのか、もう一度具体的に説明をしていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 再就職者による依頼等の規制につきましては、地方公務員法のほうで、部長級に対しては規定がございますが、今回、町のほうでは、管理職、主幹以上を対象にし、管理職は影響が強いということで規定をさせていただきました。

内容につきましては、再就職者が離職前5年間所属していた執行機関の現職に対して、離職前5年間の職務に属する事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないよう要求、依頼することを規定するというような内容でございます。

〔「何で今あるの」の声あり〕

済みません、今回、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正されまして、これは26年法律第34号により地方公務員法が改正されたことに伴い、規定整備をしたものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） その法に基づいて行われたということはわかりましたけれども、なぜこういうのが必要なかのところを教えてほしいんです。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 行政が住民の皆さんに信頼をされて運営していくためには、やっぱり人間関係の中で、在職時にそういうポストにいた人間がやめて、その後、いろんな職場について、例えば行政に対して今度はいろんな要望をしてきたときに、職務の公正な執行や、あるいは信頼が置ける行政を運営するためには、そういうようなことをきちっと条例や法律ですることが、私どもの公正な行政運営をする上で大事だろうという意味においても、やはりそういう規制や枠組みをすることが大事であろうと思っています。そういう意味では、この法律がある程度そういうことが守られて運営できるのではないかという趣旨であると思いますので、それが今、部長クラスから課長クラスまで下げて体制づくりをすることは、これはやっぱり大事なことではないかと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） よくわかりましたが、とすると、退職された方が再就職されたりする場合に、報告義務を持っているということで考えていいでしょうか。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 再就職情報の届けということで、第3条関係に、管理職5級以上の地位にいた者は、離職後、非営利法人、これは報酬を得る場合のみですけれども、また営利企業の地位については、届け出を2年間義務づけるということでございます。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

第79号議案 笠松町職員の降給に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず第1条で、意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とするとありますが、これは降給された本人の意に反する場合の規定ということなんでしょうか。

第3条で、職員が法第28条第1項の規定に基づきとありますが、この法第28条第1項の内容を教えてください。

それから、その3条の中で、任命権者が勤務成績、勤務年数、その他の事実に基づき公正に判断して定めるものとするとあります。この任命権者というのは、町の人事関係でいいですと、副町長に責任があると言われていたと思いますが、これはあくまで人事をやった結果として、最後の任命権者というのは町長と考えていいでしょうか。

24ページになりますが、指導その他の町長が定める措置とありますけれど、どのような措置が考えられるのかお尋ねします。

それから第4条、任命権者は、職員の定期評価の合計点数が下位である場合その他のと続いていて、この定期評価というのは年に1回、年度ごとに行われると思いますが、人事異動の前なのか、どのあたりで具体的にはやっていたらいいのかな、お尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） まず、本人の意に反するというようなことの御質問でございます。人事評価制度につきましては、能力給制度を導入しまして、能力、責務、業務を反映した新給与制度を確立し、現行の勤務評定制度は能力評価でございましたが、今度の新人事制度では、能力評価とあわせて業務評価を行います。この業務評価につきましては、上司と本人が目標値を設定して、それが達成されたかということを見ますので、その目標値の達成ぐあいが、本人が、いや私は達成しましたとか、そういったところで意に反しているというようなところを想定して言っております。

次に、28条につきましては、降格、免職、休職等の規定でございまして、職員が次の各号において、その意に反してこれを公認し、また免職することができるというような規定でございます。勤務実績がよくない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またこれにたえない場合、その第2条の規定のほか、その職に必要な適格性を欠く場合、職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により廃職、または過員を生じた場合というような規定がされております。

任命権者につきましては町長でございます。

それから、あと町長が定める措置ということでございますが、これは上司が直接指導しますので、ケース・バイ・ケースで最善な方法を見つけていくというようなことで考えております。

第4条の定期評価につきましては、これは現在もそうですけれども、6月と12月に評価をしております。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 教職員が今管理体制の中で大変厳しい問題があり、またその関係の中で生徒に対する指導の問題なども出てきていると私は考えております。その一番の大もとは教師による勤務評定から始まっていると私は思っています。その点で、明るい職場、みんなが笠松町のために働ける職場として、今日の環境を考えるなら、こうしてわざわざ降格をするための規定までもして人事を管理するということ自体に、私は明るい未来を考えることができまないので、反対をいたします。

○議長（船橋義明君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

この際、1時半まで休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時30分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

第80号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

第81号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

第82号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

第83号議案 岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

第84号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

第86号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

延会 午後1時37分

